

# 再エネ無料診断・鳥取スタイルP P A 推進課題把握事業補助金対象事業者募集要項

## 1 目的

鳥取県（以下、「県」という。）では、令和新時代とっとり環境イニシアティブプランを策定し、住民理解のもと、環境と調和しながら再生可能エネルギーの導入を進め、自立分散型の地域エネルギー社会が構築されることを目指している。

このたび、県では、卒F I T家庭を中心に再エネ無料診断を実施することにより、太陽光発電を中心とした再エネ導入の継続の支援を行うとともに、地域事業者による自家消費型の屋根貸し太陽光発電（以下「鳥取スタイルP P A」という。）を活用した太陽光発電設備の更新を行ってもらえるよう課題の把握を行うことを目的として交付する再エネ無料診断・鳥取スタイルP P A 推進課題把握事業補助金（以下、「本補助金」という。）の対象事業者を公募により募集する。

## 2 募集概要

### (1) 募集内容

本補助金の補助対象となる事業者を募集する。選定する事業者の数は、当該年度の予算額等を参考に県が設定した数を参考に「鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取スタイルP P A 関連事業の実施事業者等選定委員会）（以下、「審査会」という。）」において定める。

### (2) 補助対象事業の実施期間

交付決定日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで。

### (3) 補助金交付手続

公募で選定された事業者（以下、「選定事業者」という。）は、選定後、県の交付決定を受けて事業を実施することができる。

## 3 応募に係る事項

### (1) 応募資格

補助対象事業者として応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。複数の法人等で役割分担することによりすべての要件を満たして事業実施する場合は、補助金を受け、主として事業実施する者は 1 者とし、それ以外の法人等との役割分担も含めて事業計画書に記載し、応募すること。

ア 鳥取県内に本社（店）を有すること。

イ 補助事業を適切に実行する能力を有していること。

ウ 提出書類の受付最終日から 6（2）の審査の日の前日までの間において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

エ 提出書類の受付最終日から 6（2）の審査の日の前日までの間において、役員に、次の各号のいずれかに該当する者がいないこと。

(ア) 破産者で復権を得ない者

(イ) 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

オ 提出書類の受付最終日から起算して 1 年前の日までの間に労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続きの申立てがなされている者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によるなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の（ア）から（カ）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。

（ア）暴力団員を経営幹部とすること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。

（エ）暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。

（オ）暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。

（カ）経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

コ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

## （2）損害賠償責任

県及び第三者への損害について、事業者は損害を生じないよう最大限の配慮を行うこととするが、万が一、事業者が損害を与えた場合には、事業者がその損害を賠償する義務を負うこと。

## 4 スケジュール等

- |                |                            |
|----------------|----------------------------|
| （1）募集要項等の公表・配布 | 令和 4 年 6 月 13 日（月）～30 日（木） |
| （2）質問受付        | 令和 4 年 6 月 13 日（月）～22 日（水） |
| （3）質問への回答      | 令和 4 年 6 月 13 日（月）～24 日（金） |
| （4）事業計画書等の受付   | 令和 4 年 6 月 13 日（月）～30 日（木） |
| （5）審査会の開催      | 令和 4 年 7 月上旬               |
| （6）審査結果の発表     | 令和 4 年 7 月中旬               |
| （7）補助金交付決定     | 令和 4 年 7 月下旬               |

## 5 補助対象事業者選定の手続き

### （1）募集要項の配布

募集要項は、次のとおり配布する。

#### ア 配布期間

令和 4 年 6 月 13 日（月）から 30 日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

## イ 配布場所

鳥取県 生活環境部脱炭素社会推進課  
(鳥取市東町 1-220 鳥取県庁本庁舎 7 階)

電 話：0857-26-7879

メールアドレス：datsutanso@pref.tottori.lg.jp

※募集要項等は、下記ホームページからも入手可

<https://www.pref.tottori.lg.jp/305953.htm>

## (2) 募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表

### ア 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

(ア) 受付期間 令和 4 年 6 月 13 日 (月) から 22 日 (水) まで

(イ) 受付方法 質問票 (別紙様式) に記入の上、9 の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

(ウ) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、ホームページにも随時掲載する。

※ファクシミリ又はメール送信の場合は、件名に「無料診断課題把握補助金」と記載したうえで送信すること。

### イ 回答

質問に対する回答は、企業名及び競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和 4 年 6 月 24 日 (金) まで随時、県のホームページ上にて公開する。

## (3) 事業計画書等提出書類の受付

応募者は、「3 応募に係る事項」を確認したうえで、「6 審査に係る事項」に掲げる審査基準を踏まえて、下記により提出すること。

なお、提出書類に虚偽の記載が判明した場合には、事業者選定の取り消しを行う場合があるので、十分に注意すること。

### ア 受付期間

令和 4 年 6 月 13 日 (月) から 30 日 (木) までの日 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

### イ 提出書類等

次の提出書類等については正本 1 部を提出すること。ただし、(イ) については、6 部提出すること。

(ア) 「補助金交付申請書」(規則様式第 1 号)

(イ) 「事業計画書」(要綱様式第 1 号)

(ウ) 「会社概要 (パンフレット等)」

(エ) 鳥取県内に本支店又は営業所等を有する者にあつては県の「納税証明書」(未納がないことの証明用)

※鳥取県の各県税事務所が提出書類提出期限の 6 ヶ月前までに発行したもの。

## ウ 提出方法

応募者は、イの書類等を下記提出先まで持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」とすること。

※郵送の場合、令和4年6月30日（木）午後5時15分（必着）

### 【提出先】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県 生活環境部脱炭素社会推進課

電 話 0857-26-7879

## エ その他

提出された書類等に基づき、「6 審査に係る事項」に掲げる審査会において書面審査を実施する。

なお、審査結果については、別途通知を行う。

## (4) 審査に際しての注意事項

### ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

(ア) 「6 審査に係る事項」に掲げる審査会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

(イ) 提出書類等に虚偽の記載を行うこと。

(ウ) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### イ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとする。

### ウ 複数提案の禁止

同一の者が複数応募することはできない。

### エ 提出書類の変更の禁止

受付期間終了後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な修正等を除き、原則認めない。

### オ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

### カ 費用負担

応募に関する書類の作成、提出等応募に要する経費等は、すべて応募者の負担とする。

### キ その他

(ア) 応募者は、提出書類等の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。

(イ) 提出書類等の提出後に辞退をする場合は、応募者は、審査会開催日前日の午後4時まで（郵送の場合は必着）に、辞退届（様式自由）を脱炭素社会推進課に持参又は郵送により提出すること。

## 6 審査に係る事項

### (1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織する審査会が行う。なお、選定事業者の審査に当たっては、(3)の審査基準に基づき、提出書類等により審査を行い、事業計画の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。

審査会において、一定以上の評価を得た者の中から選定事業者及び次点者を決定する。

### (2) 審査会

ア 開催日時 令和4年7月上旬(予定)

イ 開催場所 鳥取県庁(鳥取市東町1-220)内会議室及びWeb(予定)

ウ その他

審査は、提出された事業計画書等によるものとする。

エ 審査結果については、それぞれの応募者に対し書面により通知するとともに、審査結果内容(選定事業者名)は、県ホームページ等で公表を行う。

### (3) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業主体	補助事業実施能力の確かさ	15
事業効果	事業計画や、対象者の選定の条件・方法が公正、公平であり補助事業目的に合致しているか。	25
	実施可能で適切な事業規模、事業日程が計画されているか	
波及効果	再エネ事業の持続を勧める配慮があるか	25
	再エネ事業の理解促進につながるか配慮があるか	
課題把握	家庭での太陽光発電増加や事業継続に関する課題の把握が見込める手法になっているか。	25
	調査結果を踏まえた今後の展開の提案が見込めるか	
その他	独自性のある取り組みがある	10

## 7 審査後の手続き

### (1) 協議

選定事業者は審査結果に基づき県と協議を行う。協議は選定事業者と行うものとするが、交付決定の可能性がないと県が判断した場合は、協議を打ち切り、次点者と協議を行うものとする。

### (2) 補助金手続き

協議結果を踏まえ、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)及び本補助金交付要綱に基づき交付決定を行う。

## 8 留意事項

### (1) 言語、通貨、単位

応募の際の提出書類、手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

## (2) 個人情報保護

事業者が、本補助金による事業実施にあたり個人情報を取り扱う場合には、鳥取県個人情報保護条例（平成 17 年鳥取県条例第 2 号）及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成 17 年鳥取県規則第 108 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

## (3) 守秘義務

事業者は、本補助金による事業実施にあたり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、事業終了後も同様とする。

## 9 問い合わせ及び各書類等の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課

電 話 0857-26-7879（直通）

F A X 0857-26-8194

E-mail [datsutanso@pref.tottori.lg.jp](mailto:datsutanso@pref.tottori.lg.jp)